

日本 I C I D 協会

規 約

昭和 5 9 年 4 月 2 7 日

昭和 6 0 年 5 月 8 日改正

平成 1 1 年 6 月 2 5 日改正

平成 1 3 年 4 月 2 0 日改正

平成 1 4 年 6 月 1 0 日改正

平成 1 7 年 6 月 2 4 日改正

平成 2 1 年 7 月 8 日改正

平成 2 5 年 7 月 1 日改正

日本 I C I D 協会

(名 称)

第 1 条

本会は、日本 I C I D 協会と称する。

(目 的)

第 2 条

本会は、I C I D 日本国内委員会（事務局 農林水産省農村振興局整備部設計課海外土地改良技術室）を支援しつつ、I C I D の諸活動に積極的に参加し、その成果を活用して、我が国のかんがい排水に関する技術の向上を図るとともに、我が国技術の海外への普及に資することを目的とする。

(事 業)

第 3 条

本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) I C I D の諸活動に対する協力
- (2) I C I D の諸活動に関する情報の提供
- (3) 各国国内委員会との交流及び情報の交換を支援
- (4) 前条の目的を達成するために必要な事業

(会 員)

第 4 条

本会の会員は、第 2 条の目的に賛同し、前条の諸事業に参加又は協力する者とし、次のとおりとする。

1 正会員

- (1) 法人会員 かんがい排水に関する技術を有する法人並びに団体
- (2) 個人会員 かんがい排水に関する技術を有する個人

2 賛助会員 法人会員以外の法人並びに団体

(会 費)

第 5 条

本会の会員は、毎年度会員の種別に応じて会費を拠出しなければならない。

2. 会費の額は、総会の議決を得て定める。

(役 員)

第 6 条

本会に次の役員を置く。

理 事 若干名

監 事 2 名

2. 理事及び監事は、総会において、正会員（法人会員にあってはその代表者若しくはその代表者から指定を受けた者。以下同じ。）より選任する。
3. 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。
4. 理事は互選により、会長 1 名、副会長 1 名を定める。

(役員の仕事)

第 7 条

会長は本会を代表し、会務を総理する。

2. 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠けたときはその職務を行う。
3. 監事は、民法第 59 条の職務を行う。

(役員の仕事)

第 8 条

役員の仕事は 3 年とする。ただし、再任を妨げない。

2. 任期途中で就任した役員の仕事は、就任の際在任中の役員の仕事期間とする。
3. 役員は任期満了の場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(理 事 会)

第 9 条

理事は理事会を構成し、会務を執行する。

2. 理事会は必要なとき会長が招集する。
3. 理事会に関する必要な事項は、理事会の議決を得て別に定める。

(総 会)

第10条

本会に法人会員並びに個人会員からなる総会を置く。

2. 総会は、この規約に別に定めるもののほか、次のことを審議し、決定しなければならない。
 - (1) 事業計画及び収支予算
 - (2) 事業報告及び収支決算
 - (3) 規約の変更
 - (4) 本会の解散
 - (5) その他会長が必要と認めた事項
3. 総会は会長が招集し、毎年1回開催する。ただし、必要がある場合は、臨時総会を開くことができる。
4. 総会に関する必要な事項は、総会の議決を得て別に定める。

(専門委員会)

第11条

会長は、本会の事業の円滑な運営を図るため、必要と認めるときは、専門委員会を置くことができる。

2. 専門委員会に専門委員若干名を置く。
3. 専門委員は、会長が委嘱する。
4. 専門委員会は、会長が必要と認めるとき招集する。

(若手かんがい排水技術者フォーラム作業部会：WG－Y P F)

第12条

本会に、若手かんがい排水技術者フォーラム作業部会（以下WG－Y P Fと呼ぶ）を置く。

2. WG－Y P Fには互選により、代表1名、副代表2名を定める。
3. WG－Y P Fに関する必要な事項は、別途に定める細則に準ずるとともに、WG－Y P Fの議決を得て別に定める。

(事 務 局)

第13条

本会に事務局を置く。

2. 事務局は、一般財団法人 日本水土総合研究所内に置く。
3. 事務局は、会長の指揮を受ける。

(会 計)

第14条

本会の経費は、会費、委託費、寄付金及び賛助金等をもって充当する。

2. 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終る。

(顧 問)

第15条

本会に顧問若干名を置くことができる。

2. 顧問は理事会の推薦により会長が委嘱する。
3. 顧問は会長の諮問に応じて又は理事会或は専門委員会に出席して意見をのべることができる。

附 則

1. この規約は昭和59年4月27日から施行する。
2. 本会の設立初年度の事業計画及び収支予算は、第10条第2項第1号の規定にかかわらず、設立総会において定めるところによる。
3. 設立当初の会計年度は、第13条第2項の規定にかかわらず設立総会の日から昭和60年3月31日までとする。
4. 本会の設立当初の役員は、第6条第2項及び第4項の規定にかかわらず、別紙のとおりとし、その任期は、第8条第1項の規定にかかわらず、設立総会の日から第1回の通常総会の終了時までとする。

附 則 (平成13年4月20日改正)

1. この規約は平成13年4月20日から施行する。

附 則 (平成14年6月10日改正)

1. この規約は平成14年6月10日から施行する。

附 則 (平成17年6月24日改正)

1. この規約は平成17年6月24日から施行する。

附 則（平成２１年７月８日改正）

- １． この規約は平成２１年７月８日から施行する。

附 則（平成２５年７月１日改正）

- １． この規約は平成２５年７月１日から施行する。